

◆促進計画（別紙）

1. 法第3条3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次の通り定める。

(1) 対象地域・・・5法指定地域

大田市 富山町全域、朝山町全域、山口町全域、三瓶町全域、川合町全域
久利町（市原、佐摩、松代地区）大屋町全域、五十猛町全域、
水上町全域、祖式町全域、大代町全域、鳥井町（迫地区）、
仁摩町（宅野、大国地区）
温泉津町（湯里、西田、荻村、太田、福田、井田、上村、飯原地区）
波根町全域

(2) 対象農用地

対象農用地は上記の指定地域の内、農振農用地区域内及び地域計画区域内であって、
1ha以上の一団の農用地とする。ただし連担部分が1ha未満であっても、集落協定
に基づく農用地の保全に向けた共同活動が行われている複数の団地の合計が1ha以上
であるときは、対象とする。

(3) 交付金対象要件

1. 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上とする。
勾配は団地の主傾斜により判定し、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾
斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

2. 緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上
15度未満を対象とする。